⑸　工事内容
ア～カ　第１号１⑸ア～カに同じ。
キ　工事種目　空気調和設備一式、換気設備一式、自動制御設備一式、衛生器具設備一式、給水設備一式、排水設備一式、実験廃水設備一式、実験機器設備一式、中央監視設備一式、都市ガス設備一式、自動種子保管庫設備一式、昇降機設備一式
ク　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）
⑹　工期　平成26年３月27日まで
⑺　第１号１⑻に同じ。
２　競争参加資格
⑴、⑵　第１号２⑴、⑵に同じ。
⑶　平成25・26年度独立行政法人農業生物資源研究所競争参加資格における「建設工事契約」の業種区分のうち「管工事」において「Ａ」の等級に格付けされている者であること。ただし、農林水産省大臣官房経理課又は農林水産技術会議事務局筑波事務所が作成の有資格者名簿に登載されている者のうち上記と同じ等級に格付けされている者を含む。
⑷～⑹　第１号２⑷～⑹に同じ。
⑺　次に掲げる基準を満たす監理技術者（又は、主任技術者）を当該工事に専任で配置できること。
①　１級管工事施工管理技士又は、これと同等以上の資格を有する者であること。
②　「管工事」において平成15年度以降の工事技術者経験を有すること。または、「管工事」において、平成15年度以降の工事実績情報システム（ＣＯＲＩＮＳ）で竣工登録済みの工事技術者経験を有すること。
③　監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が競争参加資格確認申請書提出日以前に３ヶ月以上あること。
⑻、⑼　第１号２⑻、⑼に同じ。
３　入札書の提出場所等
⑴～⑷　第１号３⑴～⑷に同じ。
⑸　開札の日時及び場所　平成25年９月20日10時30分　独立行政法人農業生物資源研究所本部地区研究本館１階　共用第１会議室
４　その他　第１号４に同じ。

５　Summary
⑴, ⑵　The same with the Notice above (No.1)
⑶　subject matter of the contract : Appurtenant Construction of Machine and Equipment for Construction (Building and Repair) of Plant Genetic Resources Supply Center in Headquarters Area
⑷～⑺　The same with the Notice above (No.1)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 25 年７月 16 日
契約担当役
　国立大学法人神戸大学理事　竹園　充夫
◎調達機関番号　415　◎所在地番号　28
○第１号
１　工事概要等
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　神戸大学（六甲台２）先端膜工学研究拠点施設新営その他工事
⑶　工事場所　兵庫県神戸市灘区六甲台町１－１（神戸大学六甲台２団地構内）
⑷　工事概要　本工事は先端膜工学研究拠点施設（ＲＣ造、地上６階建、建築面積1,037㎡、延べ面積6,120㎡）の新営工事及び機械実習工場（Ｓ造、地上１階建、建築面積426㎡、延べ面積426㎡）、鋳鍛造実習工場（Ｓ造、地上１階建、建築面積202㎡、延べ面積202㎡）、実習工場控室（Ｂ造、地上１階建、建築面積80㎡、延べ面積80㎡）、倉庫（Ｓ造、地上１階建、建築面積68㎡、延べ面積68㎡）の取り壊しを施工するものである。
　なお、本工事に関連する電気設備工事、機械設備工事は別途発注される予定である。
⑸　工期　平成26年３月31日（月）まで
⑹　使用する主な資機材　コンクリート約4,500㎥、鉄筋約700ｔ、板ガラス約1,100㎡
⑺　本工事は、工事施工について「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び「工事全般の施工計画」（以下、「技術提案書」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。
⑻　本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事においては、資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。
　なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている者であること。
⑴　国立大学法人神戸大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。
⑵　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資者の資格を有する者であること。
⑶　文部科学省における建築一式工事に係る一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、1,175点以上であること。
⑷　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）
　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート又は鉄骨造で４階建以上かつ延べ面積4,800㎡以上の学校施設・研究施設・庁舎の新営工事
　ただし、経常建設共同企業体にあっては、経常建設共同企業体又は構成員のうち１者が上記の施工実績を有すること。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を、当該工事に専任で配置できること。
①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、１級建築士の資格を有する者、又はこれらと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
②　平成15年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有する者であること。
④　経常建設共同企業体については、全ての構成員が上記①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できることとし、また、いずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記②に定める要件を満たす施工の経験を有していればよい。
⑹　工事全般の施工計画が適切であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当該契約担当役又は文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。